

参 考 資 料

○ 施策体系に応じた母子保健事業

1 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

(1) 妊産婦の健康保持

事業名	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳を交付する。	○		昭和 41 年度
父子手帳の交付	妊娠の届出をした者に対し、父子健康手帳を交付する。		○	平成 17 年度
妊婦健康診査	産科医療機関等において妊婦の健康診査を実施する。	○		昭和 44 年度
妊産婦訪問指導	助産師、保健師等が家庭を訪問し妊産婦に対する保健指導を行う。	○		昭和 33 年度
母子保健相談指導事業	講習会等による各種の保健教育や育児に関する相談等を行う。	○	○	
妊産婦医療費助成事業	妊産婦に対し、保険診療の自己負担分を助成する。	○		昭和 48 年度
母子保健専門相談事業	不妊や遺伝に関する専門相談体制の整備を図る。		○	平成 12 年度
不妊専門相談センター事業	不妊に関する専門相談センターを設置し、情報提供、相談体制の整備を図る。		○	平成 15 年度
不妊に悩む方への特定治療支援事業	保険適用外で、高額な体外受精及び顕微授精に係る治療費の一部を助成する。	宇都宮市	○	平成 16 年度
すこやか妊娠サポート事業	大学生等の若者を対象に、妊娠や出産等に関する正しい情報を提供する。		○	平成 25 年度

(2) 乳幼児の健やかな成長・発達の支援

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
新生児訪問指導	助産師、保健師等が家庭を訪問し新生児に対する保健指導を行う。	○		昭和 33 年度
予防接種事業	子どもの健康を守るため、予防接種法に基づく定期的予防接種等を行う。	○		昭和 23 年度
永久歯等対策事業	幼稚園及び保育所の園児、保護者等を対象に、歯科保健指導を行う。		○	平成 9 年度
先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常等の早期発見を図るため、新生児マス・スクリーニング検査を行う。		○	:昭和 52 年度 *平成 24 年度 から対象疾患拡大
新生児聴覚検査 フォローアップ事業	聴覚障害又疑いのある児に対し早期に療育指導が講じられるよう支援する。		○	平成 19 年度
養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対し医療の給付を行う。	○		昭和 33 年度 *平成 24 年度 まで県事業
自立支援(育成)医療	身体上の障害を有する児童又は現存する疾病を放置することにより障害が残ると認められる児童で、確実な治療効果が期待しうるものに対して医療費の支給を行う。	○		昭和 29 年度 *平成 24 年度 まで県事業
小児慢性特定疾病対策	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対し、医療の給付や児童自立支援事業を行う。	宇都宮市	○	昭和 49 年度
療育の給付	長期間の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付及び学習用品・日用品の給付を行う。	宇都宮市	○	昭和 34 年度
こども医療費助成事業	子どもの保護者に対し、保険診療の自己負担分について助成する。	○		昭和 47 年度
就学時心臓検診充実強化事業	小学校 1 年生を対象とする心臓検診の充実強化に要する経費について、学校設置者に対し助成する。	○		平成 10 年度

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
総合養育支援事業	養育上、通常より注意深い配慮が必要とされる未熟児等に対して、健康状態に応じた健やかな発育を支援するため、一貫したフォローアップを行う。	宇都宮市	○	平成 11 年度
総合養育支援事業関係機関連絡会議	総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関、市町の代表が一同に会し、全県的な未熟児支援体制の整備を図るための検討を行う		○	平成 10 年度
養育支援関係機関連絡会議	広域健康福祉センター管内の未熟児養育事業を円滑かつ効果的に実施するための検討を行う。		○	平成 10 年度
養育支援訪問指導事業(未熟児訪問指導)	対象児とその保護者を訪問し、必要な指導を行う。特に、総合周産期母子医療センター等を退院する対象児を重点対象とする。	○		平成 12 年度 *未熟児訪問指導は昭和 33 年度から
養育支援従事者専門研修	対象児の指導に従事するスタッフの知識、技術の向上のため、総合周産期母子医療センター等で研修を行う。		○	平成 10 年度
養育支援グループ支援事業	未熟児等の保護者の育児不安を軽減する。	○	○	平成 12 年度
乳児健康診査	乳児の健康管理を図るため、一般健康診査と医療機関委託による精密健康診査を行う。	○		昭和 44 年度
1歳6か月児健康診査	身体の発育、精神発達等の異常の早期発見、生活習慣、う歯の予防等に関する健康診査と、子育てに関する相談を行う。	○		昭和 52 年度
3歳児健康診査		○		昭和 36 年度 *平成 8 年度まで県事業
乳幼児二次健康診査	乳幼児健康診査等で発見された発達に問題のある児等を対象に専門スタッフによる健康診査を実施する。	栃木市 小山市 下野市 さくら市	○	昭和 60 年度

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
発達障害児支援事業 連携会議 発達支援指導者研修事例検討会 家族支援事業	発達指導が必要な児童の相談・療育等にあたる保護者を含めた関係者の資質向上や連携強化を行い、支援体制の整備を図る。	宇都宮市	○	昭和 61 年度 平成 11 年度
発達障害児早期発見事業	発達障害等の早期発見のため、主に5歳前後の児を対象に保育場面の観察等を通して相談に応じる。	○		平成 18 年度
「とちぎ子ども救急電話相談#8000」事業	夜間及び日曜・祝日の昼間における子どもの急な病気や心配事について、家庭での対処法などを電話によりアドバイスする。		○	平成 17 年度

(3) 妊娠期からの児童虐待防止の促進

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
※ 妊産婦訪問指導	助産師、保健師等が家庭を訪問し妊産婦に対する保健指導を行う。	○		昭和 33 年度
※ 養育支援訪問指導事業（未熟児訪問指導）	対象児とその保護者を訪問し、必要な指導を行う。特に、総合周産期母子医療センター等を退院する対象児を重点対象とする。	○		平成 12 年度 *未熟児訪問指導は昭和 33 年度から
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。 1 育児等に関する相談、情報提供 2 養育環境の把握と適切な支援に繋ぐ支援	○		平成 19 年度

2 学童期・思春期からの保健対策の推進

(1) 子どもの心の健康を維持するための体制整備

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
子どもの心の相談窓口 の設置	子どもの心の問題に対する支援体制の充実を図るため、連携会議や研修会を実施する。		○	平成27年度
子どもの心の関係機関 連携会議	保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、子どもの心の相談支援体制について検討する。		○	平成21年度
子どもの心の相談支援等 連携会議				平成27年度
地域ネットワーク会議				
医療専門部会				
子どもの心の支援従事者 研修事業	子どもの心の問題に係る診断、相談支援、保護者への指導方法等について学ぶための関係者向け研修会を開催する。		○	平成26年度
医学セミナー				
関係者研修				

(2) 思春期の健康づくりと相談体制の充実

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
思春期健康相談事業	思春期の子どもやその保護者が、基本的な知識を習得するための教室の開催や健康相談を実施する。	○	○	平成3年度
思春期保健・福祉体験 事業	思春期の子どもが乳幼児とふれあう機会を提供し、併せて性教育等の講義や福祉施設の見学を行う。	○		
ピアカウンセラー養成 事業	思春期の若者の心身の健やかな成長を支援するため、同世代で相談支援ができるピアカウンセラーを養成する。		○	平成14年度
思春期相談センター事業	思春期の若者の悩みや相談に応じる場所として、思春期相談センターを設置し、ピアカウンセラー、専門相談員が相談に応じる。		○	平成14年度

3 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化

(1) ソーシャル・キャピタルの醸成

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
※ ピアカウンセラー 養成事業	思春期の若者の心身の健やかな成長を支援するため、同世代で相談支援ができるピアカウンセラーを養成する。		○	平成14年度
※ 思春期相談センター事業	思春期の若者の悩みや相談に応じる場所として、思春期相談センターを設置し、ピアカウンセラー、専門相談員が相談に応じる。		○	平成14年度
母子保健地域組織活動 支援事業	母子保健に関する地域組織の活性化と活動を促進するため、地域組織の育成者及び地域組織員に対する研修等を実施する。	○	○	
母子保健指導者育成事業	訪問指導の従事者となる在宅の助産師や保健師、市町の保健師等を対象に研修を行う。		○	
母子保健関係団体への 支援	母子保健に関する研究、知識の普及向上等の活動を行う団体に対し支援を行う。		○	

(2) 子どもの発達を支援する従事者の資質の向上

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
※ 養育支援従事者専門研修	対象児の指導に従事するスタッフの知識、技術の向上のため、総合周産期母子医療センター等で研修を行う。		○	平成10年度
※ 発達障害児支援事業 発達支援指導者研修 事例検討会	発達指導が必要な児童の相談・療育等に当たる保護者を含めた関係者の資質向上や連携強化を行い、支援体制の整備を図る。	宇都宮市	○	昭和61年度
※ 子どもの心の支援 従事者研修事業 医学セミナー 関係者研修	子どもの心の問題に係る診断、相談支援、保護者への指導方法等について学ぶための関係者向け研修会を開催する。		○	平成26年度

(3) 関係機関の連携強化

事業名 (※ 再掲)	事業内容	実施主体		事業開始 年度
		市町	県	
母子保健に関する協議会の設置運営	母子保健対策のあり方等について協議するとともに、保健、医療、福祉、教育等関係機関との連携を図るため、県、広域健康福祉センター、市町において母子保健に関する協議会を設置、運営する。	○	○	平成9年度
※ 総合養育支援事業			○	平成11年度
総合養育支援事業 関係機関連絡会議	総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関、市町の代表が一同に会し、全県的な未熟児支援体制の整備を図るための検討を行う		○	平成10年度
養育支援関係機関 連絡会議	広域健康福祉センター管内の未熟児養育事業を円滑かつ効果的に実施することを目的に実施する。			
※ 発達障害児支援事業	発達指導が必要な児童の相談・療育等にあたる保護者を含めた関係者の資質向上や連携強化を行い、支援体制の整備を図る。	宇都宮市	○	平成11年度
連携会議				
※ 子どもの心の関係 機関連携会議	保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、子どもの心の相談支援体制について検討する。		○	平成21年度
子どもの心の相談 支援等連携会議				
地域ネットワーク 会議				
医療専門部会				平成27年度

○ 栃木県母子保健運営協議会

本県における母子保健施策の充実強化と施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について協議する場として、平成10年2月に設置しました。

平成27年3月現在の委員は次のとおりとなっています。

平成27年3月現在

氏名	職名	備考
秋元 康	さくら市健康増進課長 (県内14市健康増進担当課連絡調整会議事務局)	
浅井 秀実	栃木県医師会常任理事	
安藤 保	栃木県小児科医会副会長	
稲葉 雅美	茂木町保健福祉課長(栃木県町村会長所管課)	
大久保 敦子	宇都宮市 子ども部 子ども家庭課長	
大塚 美津子	栃木県民生委員児童委員協議会副会長	
岡崎 浩子	栃木県市町村保健師業務研究会会長	
小坂 仁	栃木県小児保健会会長	
小野口 正子	栃木県保育協議会副会長	
桑 まり子	栃木県栄養士会会長	
鯉沼 恵子	栃木市母子保健推進員協議会会長	
小林 雅與	保健福祉部参事兼県南健康福祉センター所長	
寒河江 かよ子	栃木県看護協会助産師職能委員会委員長	
佐山 雅昭	栃木県産婦人科医会会長	
鈴木 友之	保健福祉部参事兼中央児童相談所長	
善林 景子	栃木県教育委員会健康福利課長	
中里 光江	栃木県幼稚園連合会理事	
深澤 一雄	栃木県母性衛生学会会長	
宮下 均	栃木県歯科医師会副会長	
宮原 保之	栃木県医師会常任理事	
柳 道夫	栃木県社会福祉協議会常務理事	

(敬称略、五十音順)

栃木県母子保健運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本県における母子保健施策の充実強化及びこれらの施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について協議する栃木県母子保健運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 母子保健事業の総合的、効果的な実施に関する事項
- (2) 母子保健対策の今後の在り方に関する事項
- (3) その他母子保健施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、母子保健、医療、福祉及び教育にかかわる者の中から知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の推薦する者をもって組織する。
- 3 専門部会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部こども政策課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 本要綱第4条の規定にかかわらず、協議会設置時の委員の任期は、平成12年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

○ 母子保健相談窓口（市町・県）

市町名	市町担当課	県（健康福祉センター）
宇都宮市	宇都宮市子ども家庭課 宇都宮市旭1-1-5 TEL 028-632-2388	
鹿沼市	鹿沼市健康課（鹿沼市民情報センター内） 鹿沼市文化橋町1982-18 TEL 0289-63-2819	県西健康福祉センター健康支援課 鹿沼市今宮町1664-1 0289-64-3125 今市健康福祉センター保健衛生課 日光市瀬川51-8
日光市	日光市健康課（今市保健福祉センター内） 日光市平ヶ崎109 TEL 0288-21-2756	
真岡市	真岡市健康増進課 真岡市荒町5191 TEL 0285-83-8121	県東健康福祉センター健康支援課 真岡市荒町2-15-10 0285-82-3321
益子町	益子町健康福祉課（保健センター内） 益子町益子1591-3 TEL 0285-70-1121	
茂木町	茂木町保健福祉課（元気アップ館内） 茂木町茂木1043-1 TEL 0285-63-2555	
市貝町	市貝町健康福祉課 市貝町市塙1280 TEL 0285-68-1133	
芳賀町	芳賀町健康福祉課 芳賀町祖母井1020 TEL 028-677-6042	
栃木市	栃木市健康増進課（栃木保健福祉センター内） 栃木市今泉町2-1-40 TEL 0282-25-3512	県南健康福祉センター健康支援課 小山市犬塚3-1-1 0285-22-0302 栃木健康福祉センター保健衛生課 栃木市神田町6-6 0282-22-4121
小山市	小山市健康増進課 小山市中央町1-1-1 TEL 0285-22-9527	
下野市	下野市健康増進課 （下野市保健福祉センターきらら館内） 下野市下古山1220 TEL 0285-52-1116	
上三川町	上三川町健康課 上三川町しらさぎ1-1 TEL 0285-56-9132	
壬生町	壬生町子ども未来課 壬生町通町12-22 TEL 0282-81-1887	
野木町	野木町健康福祉課 野木町丸林571 TEL 0280-57-4171	
大田原市	大田原市子ども幸福課 大田原市本町1-3-1 TEL 0287-23-8634	
矢板市	矢板市子ども課 矢板市本町5-4 TEL 0287-44-3600	
那須塩原市	那須塩原市健康増進課（黒磯保健センター内） 那須塩原市黒磯幸町8-10 TEL 0287-63-1100	
さくら市	さくら市健康増進課（氏家保健センター内） さくら市櫻野1319-3 TEL 028-682-2589	
那須烏山市	那須烏山市子ども課（保健福祉センター内） 那須烏山市田野倉85-1 TEL 0287-88-7116	
塩谷町	塩谷町保健福祉課 塩谷町玉生741 TEL 0287-45-1119	
高根沢町	高根沢町健康福祉課（保健センター内） 高根沢町大字石末1825 TEL 028-675-4559	
那須町	那須町保健福祉課（ゆめプラザ・那須内） 那須町大字寺子乙2566-1 TEL 0287-72-5858	
那珂川町	那珂川町健康福祉課（健康管理センター内） 那珂川町馬頭66-3 TEL 0287-92-1188	
足利市	足利市健康増進課 足利市大正町863-7 TEL 0284-40-3115	安足健康福祉センター健康支援課 足利市真砂町1-1 0284-41-5900
佐野市	佐野市健康増進課 佐野市大橋町2042 TEL 0283-24-5770	